

広島市告示（東区）第37号

令和7年4月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月24日から同年5月8日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東2区 205号線	東区戸坂くるめ木一丁目 甲2番地8 地先から 東区牛田新町四丁目 1番地6 地先まで	令和7年4月24日